

最終提言素案(主要論点について)

表 最終提言治水部分(整備計画の方向性)に関する記述内容案

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
5-1 治水・防災			
(1) 洪水 ① 洪水防御の基本的対応	<p>・「現実問題として水害を完全に防止することはできない」との認識のもと治水対策として防止対策と合わせて軽減対策の実施が必要。(淀川)</p> <p>・目標洪水流量に対して無害とすることをめざして、高い堤防をつくってきたことが破堤時の危険性をより大きくした。下流では堤防直近の人口・資産が増大。</p> <p>・今後はいかなる降雨においても壊滅的被害の回避(人命損なわず、家屋の流出を少なく)を優先に考える。</p> <p>・そのためには破堤回避対策と危機管理を行う。</p> <p>・なお、破堤以外の土砂災害や越水によっても壊滅的な被害といえる多大な被害が発生する地域については、破堤回避以外の適切な対策が必要</p> <p>・越水の想定が必要。越水を考慮したたかな街づくり。社会制度上の対応策の検討が必要。</p> <p>・上下流問題は地域性、歴史、環境保全を踏まえ総合的に最善となる対策を考える必要。</p> <p>・琵琶湖流域においては、山地・河道・河口・湖岸対策における連続性・一貫性の確立が重要(琵琶湖)。</p>	<p>○壊滅的被害の回避を優先する考え方のブレークダウン。これまでの治水安全度を減じるのか否か、想定する越水の規模・頻度、上下流の治水バランス等。</p> <p>参考；</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「壊滅的被害」の考え方について。上流の無堤区間と下流の有堤部についてどう考えるか。(委) ・堤防の切り下げも有り得るか(淀) ・壊滅的被害について。軽度の被害とは。(猪) ・従来の形ではない「洪水処理目標を設定し」の意味について(委) 	<p>☆被害を容認するかのような考え方には反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幾多の洪水に遭遇している住民がいる地域の暮らしを守る責任者として「ある程度の溢水を想定する」被害を容認するような治水の考え方は到底受け入れられない。残念。(自治体) ・ある程度溢水を想定する、という考え方は一次改修等が終わっていない河川や堤防高が確保されていない地域にはなじまず、住民の合意も得られない。その河川の特性に合わせた治水を最重点としていく考え方を望む。(自治体) <p>☆これまでの治水安全度を減じるのか否かなどの議論を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成等、今後十分な議論が必要である。(自治体) ・越水被害を甘受してもらうという考え方には賛成だが、破堤しない堤防について具体的に記述してほしい。(自治体) ・概念が複雑でわかりにくい。このような考え方は治水対策が一定レベルに達していないと不可能。そのレベルを明確にしておく必要がある。壊滅的被害回避対策の基準、上下流の整備レベルなどを明示してほしい。(自治体) ・これまでの計画治水安全度を減じたたかな対処を求めているのか、減じることなく求めているのかを議論すべき(自治体) ・治水の現状ではまだまだ整備は不十分。無堤防区間の解消、天井川解消など早急な河川改修が必要。(自治体) <p>☆基本高水、計画高水について記述すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめでは、従前の治水計画のマニュアルであった河川砂防技術基準(案)と基本高水および計画高水については全く触れられていない。抽象的な理念転換は謳うものの、現実の整備内容は従前通りということになりかねない。(NPO) ・河川管理者に対し、基本高水や計画高水の設定手法、その根拠について分かりやすく情報公開すべきこと、基本高水や計画高水の検討にあたっては住民意見を反映すべきこと、などを提言すべき。(NPO) ・基本高水と計画高水の数値を含めた治水計画の複数代替案の住民への提示を河川管理者に求めるべき。(NPO)
		○治水、利水、環境のバランスについて	<p>☆環境、利水等とのかかわりについて考慮すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水と環境のかかわりについて議論が浅い。(個人) ・治水対策なくして、利水・環境を考えることに大きな抵抗を感じる。(自治体) ・環境に配慮するあまり用地買収等の面積が拡大し河川改修が停滞している現状がある。(自治体)
		○その他	<p>☆現状認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い堤防を作ってきたことが破堤時の危険性をより大きくしたことについて具体的に説明してほしい。(自治体) ・高い堤防が作られてきたことは決して否定的な面だけで捉えるべきではない(自治体) ・近年の大きな問題、都市域の浸透貯留能力減少による都市型洪水や土地利用との関係なども認識すべき。(自治体) ・治水・洪水対策の歴史についてもう少し詳述してほしい。(自治体) <p>☆受益、責任、補償等に関する議論を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水に関しては誰が、どこに、どの程度浸水を許容させるのかといった受益・責任・補償等に関する議論により実現性を吟味する必要がある。現時点でこのような議論が行われておらずとりまとめの段階ではないと考える。(自治体)

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
② 施設による対応	<ul style="list-style-type: none"> 従来の堤防の高さを確保する対策から破堤による甚大な被害を避けることを最優先する対策へ転換。 それぞれの地点で洪水処理目標を設定し対策を検討する。 ダムに関しては、水質・水温・流砂の問題や生物の生態の連続性に配慮する。 <u>狭窄部の開削は基本的には避ける(淀川、猪名川)</u> <u>天井川については平地化対策を進める(琵琶湖)</u> 	<p>○スーパー堤防等の具体的対策についての方針記述 参考(淀川部会中間とりまとめ) 河道</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面は現河道の改修で対応せざるを得ない スーパー堤防は超過洪水のみならず、堤防強化の面からも推進されるべき スーパー堤防の完成には多くの困難が伴うため当面の対策として堤防の強度の増加を図ることも重要 堤防の強度を増加させる方法として従来の工法に加え新工法を採用することが重要 護岸は自然環境を配慮した構造とすべき 河川構造物全般にわたって地震に対する強度を高める必要がある <p>○堤防の整備についての方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在無堤となっている地域や他地域に比べて堤防が低い箇所に対する対策 堤防強化と併せて進めるor 堤防高さはそのまま強化を優先する 堤防を低くする整備の可能性 	<p>☆具体的対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパー堤防計画は見直すべき(個人) 当市ではスーパー堤防化の方針を打ち出しているが短期間では無理であることを考えると市域の高い堤防を放置せず、緊急かつ優先的に提供強化を進める必要がある(自治体) これまで進められてきた事業が議論の中心になっていないのは残念。(自治体) 流域における公平性からは堤防高の確保も同時並行的に進めるべきと考える(自治体) 破堤を避けるための越流水深、その継続時間、その洪水の発生頻度や規模等についての考えがどうなのか、遊水池による洪水調節についての実現性、どの程度の規模と評価しているかを示して欲しい。(個人) 内水の排水問題の解決が大きな問題になっている(自治体) 淀川部会では、ダムと遊水池が別項目で記載されているが、場所によってはダムと遊水池との複合的な洪水調節が考えられているところもあることを考慮してほしい。(自治体) 堤防の強度増加ばかりが進められ、この20から30年間に整備される高規格堤防はほとんどないと思われる。どうしても調整のつかない場合や緊急対応の必要がある場合などに、堤防強度の増加を図るような対策を行うべきである。(自治体)
		<p>○狭窄部の開削に関する方針。代替となる対策。 参考； (淀川部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭窄部の開削は避けなければならない 狭窄部の治水対策としては遊水池による方法が最も望ましく、流過能力を高める方法は下流の河道の能力を勘案して決定すべき (猪名川部会中間とりまとめ) 狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ましい。開削の有無に関して複数の選択肢を想定し、被害状況やコストの比較を行うべき (河川管理者からの質問) 考え方によっては狭窄部の開削も有り得るのでは。(淀) 	<p>☆狭窄部の開削に賛成／反対</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水するたびに「開削」の話が出てそれが地元の認識と捉えられているようだが、ここは代々受け継いできた地域を象徴する風景であり変えるべきではない。上流に遊水池になりうる空間があるのでそこを遊水池として機能させればよい。地元の情報提供した上で地域も含めて判断できる場を作ってほしい。(NPO) 浸水が頻発している上流部では当面の対策として下流部の改修状況も勘案しながら段階的に狭窄部の開削を行うべき。狭窄部の開削を行わないと上流だけに負担を強いることになり、治水バランスを欠く。流域の河道における治水安全度を有る一定のレベルまで統一し、そのなかで住民に理解を得る必要がある。(自治体) 治水事業は上下流それぞれバランスがとれた計画であることが重要(自治体)
		<p>○ダムに関する方針→WGでの議論を踏まえて検討 参考(淀川部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムによる洪水調節は原則として採用しない。やむを得ず採用する場合には自然環境について十分な配慮が必要 (河川管理者からの質問) 「ダムや堤防に頼らない治水」と「堤防の補強」は矛盾しているのではないか(淀) ダムを「原則として採用しない」とは。ダムも選択肢の一つでは。(淀) 	<p>☆治水の考え方の見直しはダム要否の議論をさげられない</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の治水計画では基本高水、ダム、計画高水の全体が治水システムとして機能することが期待されており一体のもの。従前の治水計画を見直すということはダム要否の議論を避けて通れない。(NPO)
③ ソフト面の対応	<ul style="list-style-type: none"> 水防組織の強化、充実の方策を検討 洪水時等の情報提供システム、情報の周知のあり方について検討 河川に対する住民関心の低さ、災害等への意識低下等に対して、普及・啓発方策のあり方を検討 洪水による被害発生の場合の保険、保証等のあり方検討 	<p>○(6)危機管理に統合するか否か</p> <p>○下記記述の追加について</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災計画の定期的な見直しが必要(淀川) 流域での保水力の維持、増大の努力を働きかける(猪名川) <p>○個人の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己責任の記述。個人の対応等の記述(淀川) 	
④ 土地利用のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> 堤防周辺に人家密集地域があり洪水時の被害発生が懸念される点に関して、土地利用の制限等を含めた都市計画での対応、法制度の見直しを検討 	<p>○具体的対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の移転(淀川、猪名川)、危険地域の指定(猪名川)の必要性 <p>○対策の主体について</p>	<p>☆土地利用規制には慎重な対応を</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画での対応及び法制度の見直し、は誰が検討するのか不明。さらに議論をお願いしたい。(自治体) 現在の都市計画は既存の河川整備計画を踏まえて策定されており、安易な土地利用規制や法制度の見直しを行うべきではない。(自治体)
(2) 土砂災害 ① 土砂災害防止の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 土砂流の発生は不確実性に支配されるため困難。今後、発生降雨条件をいかに設定できるかが課題 土砂災害防止法を有効に機能するためには記述的な課題の究明、情報の共有に努め土地利用のあり方を行政と住民が一体となって検討する必要 		
② ハード・ソフト対応	<ul style="list-style-type: none"> 好ましい流域流砂系を念頭に置いて対策を推進 避難予警報システムの整備・充実 		
③ 土地利用対策	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ整備、情報提供。土砂災害警戒区域等を指定し土地利用規制が働くようにする 		
(3) 高潮	<ul style="list-style-type: none"> 被害の予測の実施と対応策の検討 迅速な情報伝達を行える体制づくりを検討 		
(4) 地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> 南海地震の被害想定と対応。津波に対する対策の検討。 		

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
(5) 砂防	・山腹の植生(在来植生)を維持し、異常な土砂流出が起きない対策を推進。		
(6)危機管理 1)防災機関(組織)の対応 2)住民(個人)の対応	・淀川部会の記述を参考に、危機管理に関する項目を追加参考(淀川) 危機管理について、①防災機関(組織)の対応、②住民(個人)の対応に分け、それぞれにおいて、①平常期、②警戒期、③発災期、④応急復旧期、⑤復興期に分けて記述	○ソフト面での対応、として(1)③も含めて記述か	

最終提言治水部分（整備計画の方向性）に関する河川管理者との意見交換内容

5 - 1 治水・防災

（1）洪水

洪水防御の基本的対応

「壊滅的被害」の考え方について。上流の無堤区間と下流の有堤部についてどう考えるか。

（委）

「・・・総合的にみて最善となる対応を常に考える」とことと「今後はいかなる降雨においても壊滅的な被害の回避を優先的に考える」のどちらに重みがあるのか。（委）

- ・壊滅的な被害を生じるようなものは回避することを最優先するという点については意思統一されたということでは了解した。（河川管理者）
- ・治水政策の基本的な考え方の転換として2つある。1つは一定の浸水被害は起こり得ることを前提に対策をやっていく。もう1つは最低限、壊滅的な被害を防げるだけの対策は行うということである。（委：寺田委員）
- ・ソフト、ハード総動員して、壊滅的被害を防ぐ方法を有堤区間だけでなく、無堤区間も全部含めた流域全体で考えることがここでいっている基本的な考え方である。（委：芦田委員長）
- ・方向としては壊滅的被害を回避するが、現実としては壊滅的被害を避けることすら至難のわざであることを社会に対してオープンにすべきであると考え。（委：今本委員）

壊滅的被害について。軽度の被害とは。（猪）

- ・被害を受けたエリアの広さや流速により人の生死が伴うような被害なら重度の被害と言ってよいでしょう。（猪：池淵部会長代理）

上下流の治水バランスについて（委）

- ・上流で堤防の低いところを高くするとか、無堤区に築堤することは、ある意味で下流の壊滅的被害の危険性を増大することになる。その辺りの考え方がわからない。（委：河川管理者）
- ・情報を提供して意志決定に社会全体がかかわることが必要ではないか。（委：中村委員）
- ・危険度に応じた優先順位の表などを作成し、個別のデータごとに具体的な説明がないと抽象的な総論しか議論できない。（委：川上委員）
- ・壊滅的被害の回避を優先に考えるというのは、理念、あるいはゴールである。そのため的手段には様々な代替案がある。どの代替案が良いのかは様々な要素を勘案して決定されていくと考えるべきである。（委：山村委員）

「いかなる降雨」の発生も念頭に置いているのに、「ある程度の越水を想定」と限定しているのは何故か（委）

- ・従来は100年に1度、200年に1度の雨と目標を決めて対策を行ってきたのに対し、今後は目標以上の降雨にもしたたかな対策を行うことを提案してきた。そういう意味において「ある程度」という表現が出てくること自体が理解出来ない。（委：河川管理者）
- ・不明確になるので「ある程度」はとったほうがはっきりする。（委：芦田委員長）

施設による対応

考え方によっては狭窄部の開削も有り得るのでは。(淀)

- ・現時点では開削は避けるべきだが、下流部の流下能力や破堤対策を考慮した上で、例えば、トンネルによって流下能力を増やすという対応は考えられる、ということと理解して良いか。(淀：河川管理者)
- ・それで結構だと思います。あらゆる方法が考えられると思うのです。ただ、安易に開削するのは避けて欲しいということである。(淀：今本委員)
- ・狭窄部は一種の自然のダムだと思う。この機能も考慮して、うまく計画を立てて欲しい。(淀：荻野委員)
- ・狭窄部はもともと湛水するところだった。「浸水しない」というのは幻想だと、はっきりと言った方がよい。(淀：今本委員)

堤防の切り下げも有り得るか(淀)

- ・もしも、先ほど話に出ました遊水池や土地利用による洪水対策が整えば、上流部の堤防を切り下げて、下流部の治水安全度を高めるということもあり得ると思うのですが、いかがでしょうか。(淀：河川管理者)
- ・堤内地の土地利用に河川管理者が関与できるのであれば、あり得るのではないかと思います。むしろ、そうしていかなければ、これまでの治水対策を転換できないのではないのでしょうか。(淀：今本委員)

従来の形ではない「洪水処理目標を設定し」の意味について(委)

- ・壊滅的被害の防止を優先し、その後、その範囲内において浸水等の被害をどの程度軽減するかを、「洪水処理」という言葉であらわしている。(委：芦田委員長)

「ダムや堤防に頼らない治水」と「堤防の補強」は矛盾しているのではないか(淀)

- ・ダム・堤防はあくまでも総合治水対策の中の1つで、決して中心ではない、全体の中の1つなのだという発想に変えていかなければならないのです。「ダムや堤防に頼らない」には、そういった思いが込められている(淀：寺田部会長)
- ・これからは、構造物に頼らない対策が重要になってきます。(淀：荻野委員)
- ・「ダム・堤防だけに頼らずに、土地利用の改善や社会制度によって地域でリスクを分散して洪水を受け止めるべきである。しかし、私たちのすぐ目の前には、脆弱で危険な堤防がある。土地利用や社会制度がすぐには変えられない以上、当面の間は堤防の補強はきちっとやっていくべきである。」という理解で良いか。(河川管理者)
- ・それで結構です。(淀：今本委員)

ダムを「原則として採用しない」とは。ダムも選択肢の一つでは。(淀)

- ・まず、ダム以外の方法を徹底的に検討して、それでもダム以外に選択肢がなく、そのことを地域住民や社会に十分に説得できるのであればダムを選択することも考えられるでしょう。「原則」はそういう意味です。(淀：今本委員)
- ・ダムを「原則として採用しない」と言い切る必要があるのか、そこに疑問を抱いているのです。ダムも選択肢の1つなのではないでしょうか。(河川管理者)
- ・新しい河川整備計画にどれだけ具体的にその転換を盛り込んでいけるのかが、極めて大

きな問題なのです。そのためにはやはり、原則的には「ダムや堤防に頼らない」から出発すべきです。しかし、様々な対策を検討した結果、場合によってはやむを得ずダムが必要になるかもしれません。ただ、それはこれまでの「治水のためにダムが必要だ」といった議論とは全く質が違うと思います。（淀：寺田部会長）

ソフト面の対応

補償や保険の必要性、それぞれの意味について（委）

- ・補償する必要があるのかどうかについては、今後の検討課題としたい。（委：芦田委員長）
- ・補償があってもいいのではないかと考えていた。また、個人が低廉な掛け金で加入できる保険制度などあってもいいのではないか。（委：川上委員）
- ・どちらになるかは状況により決まるのではないか。（委：山村委員）

住民への「周知」について（猪）

- ・どこが主体になって洪水の危険性を周知していくか？これまではその役割を河川管理者に押しつけてきました。その反省の意味が込められていると思います。（猪：畚野委員）
- ・周知させる主体、その責任者は河川管理者だと思っています。（猪：松本委員）
- ・洪水の危険性といったものは、行政や河川管理者はとうに知っているわけです。それを住民に十分には知らせてこなかったという反省があるのなら、「住民が周知し認識して」ではなく「住民も周知し認識し」と書き改めるべきだと思います。（猪：森下委員）

河川レンジャー(新しい組織)と既存の水防団の住み分けをどのように考えればよいか(委、猪)

- ・河川レンジャーは情報の発信や連絡の役目を果たす補助的な協力をするを想定している。まだ制度もないものなので、今後河川管理者と議論しながら作り上げていきたい（委：川上委員）。
- ・委員会での議論もまだ途中。部会でも今後、もっと現状を知った上での議論が必要である。（猪：池淵部会長代理）

土地利用のあり方について

(2) 土砂災害

土砂災害防止の基本的な考え方

ハード・ソフト対応

土地利用対策

(3) 高潮

(4) 地震・津波

(5) 砂防

(6) 危機管理

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
		○水需要管理と農業用水について	<p>☆農業用水の特性をふまえた検討を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業関係者と議論をすべき（自治体） ・農業用水などの慣行水利権が障害となる（自治体） ・農業用水の節水努力を実施している。短期間の実績のみで需要予測することは困難。灌漑用水の特殊性を十分認識し、慎重な対応が必要（自治体） ・農業用水の需要は、自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しており、水の需要を管理するという考え方については、食料の安定供給への影響や農業者の意見等を十分に反映した慎重な対応が必要です。（自治体） ・水循環を利用した農業利水について検討すべきである（自治体） ・農業用水再利用についての補助制度が必要（自治体）
(2)住民意識の 変革	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水への対応等について住民の啓発活動を行う。 ・節水行動の呼びかけ、節水型社会への誘導策の検討 	<p>○意識改革による節水効果をどの程度見込むか</p> <p>参考（河川管理者からの質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活様式の誘導を科学的合理性をもって説明できるように評価し、水需要に反映させる方法を教えてほしい。（淀、猪） ・節水の限界点をどのような観点でとらえていけば良いか（猪） 	<p>☆意識改革は困難。また、意識改革だけでは困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水の意識改革は難しい。水道料金で抑制を。（個人） ・節水行動の実現は困難。ダムによる需要満足を（自治体） ・湧水の危険性を住民は理解しない（自治体） ・住民意識だけでは乗り切れない。湧水時の水供給システム（地下水源対策、自然林の保水力を考慮）も構築が必要（自治体）
		<p>○意識改革の具体像</p> <p>参考（淀川部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域での雨水利用、井戸等の多様な水源の確保、家庭内での家事や風呂水等の再利用について啓蒙/PR・普及活動を行う。 ・同時に、利水管理者や末端水需要者に節水を促す経済的インセンティブを社会的・制度的に創設することが必要である。 <p>（河川管理者からの質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者としてどのようにライフスタイルの転換誘導を行えば良いのか。（委、猪） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「節水に努める」ことの評価について議論が必要（自治体）
(3)安全な水質 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し利用による負荷量の増大や水質事故等のリスクが懸念される ・流入する化学物質等の流入抑制と監視強化、水質事故の防止、水質改善などの実施を検討 	<p>○水質確保の方向性(目標とする水質、そのための方策)→水質WGIにおいて議論？</p> <p>参考（淀川部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に所定の水質基準の達成を目標とするばかりでなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する ・河川管理者および利水管理者は、流水の水質改善に努める。 ・有害物質についてはもちろん、ピコレベルの微量（有害）物質についても、高度な水質環境基準を設けて上水道水源として適切な目標を設定する。 	
(4)生態系との関 連の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・人間生活を優先した利水によって川を都合の良いように変えた結果、生息環境に大きな影響を与えた。 ・本来川のもっていた自然浄化機能は低下 ・生態系との関連を考慮した水需給のあり方を検討すべき。 ・流域の自然浄化能力向上と生物多様性の保全をめざし、湖棚や河床砂層の確保、水辺植生の再生、湿地・内湖の保全などを検討 		

最終提言水需要管理部分（整備計画の方向性）に関する河川管理者との意見交換内容

5 - 2 水需要管理（利水）

（１）利水に対する基本的な考え方の転換

水需要を管理するとはどのようなイメージか。（委、琵）

現在の琵琶湖・淀川からの利水量は限界を超えているのか、余裕があるのか。（委、琵、淀、猪）

有限の限界値を算出する際の手法についてアドバイスを。（琵）

- ・水需要を必要なものに限定し水需要をコントロールするといった、政策の転換、理念の転換をここで言っている。河川の環境維持用水、水位をどのように設定し、利用できる水の量を流域や各河川ごとに考えていく。農業用水の慣行水利権の見直し、水の価格設定も需要を減らすような水準の設定が政策として必要になる（委：寺田委員）
- ・「水の安定供給」と「水需要抑制」とは正反対のことだが、その辺りの考えをお聞きしたい。（委：河川管理者）
- ・水需要管理については、1992 地球サミットでつくられたアジェンダ 21 の 18 章に詳細に書かれている。参考にしてはどうか。（委：山村委員）
- ・有限についての問題は水位操作の問題とも関連してくる。自然環境としての川がどの程度最低限必要とするかという議論にかかわってくる。（委：川那部委員）
- ・このテーマに関するWGを委員会の中につくり集中的に議論しなければ答えはでない。（委：芦田委員長）
- ・水需要管理の検討にあたってはフルプランの枠組みも把握頂いて議論頂きたい。（委：河川管理者）
- ・今後は取水の限界、という理念転換を整備計画のなかで具体化するための施策を明確にすることが当面の課題。（委：寺田委員）
- ・「水需要マネジメント」とは、供給量を定めて、それに合わせて消費量の調整をすることと認識している。（琵：村上委員）
- ・渇水時の水供給の費用は大きいですが、そこから得られる便益は小さいというのが一般的な状況です。だからこそ、水供給計画を先に立てるのではなく、渇水状況とそのときの水需要に応じた水供給計画を立てるべきなのです。（琵：仁連委員）
- ・有限の限界点は、水資源の開発によって失われるものが得られるものに比べて短期、長期的に考えて価値が大きいと思われる時点と考える。（琵：村上委員）
- ・有限の限界点とは日常生活から無駄を省いた水量。（琵：川端委員）
- ・日本列島のもっとも水不足の地域はもとより、地球上で水不足が日常的なところにおける利水量をも、参考にする必要があると、個人的には強く考えている。（琵：川那部部会長）
- ・すべての物を水換算する研究を進めてほしい。（琵：川端委員）
- ・かなり長期的な動向を考えたいうえで、需要と供給のバランスを考えなければならない。（琵：仁連委員）
- ・「我慢」よりも「工夫する」努力がまずはじめに必要。（琵：村上委員、倉田委員）
- ・WGには、国家戦略としての産業育成方向も視野にいれた議論をお願いしたい。（琵：江頭部会長代理）
- ・質の管理も含めた水需要管理のあり方を考える必要がある。水質浄化の視点から生態系

の浄化作用を考える必要もある。また、新しい水の文化が創り上げられるような水需要管理であるべき。(琵琶：川那部部会長)

- ・「取水の限界」というものは、自然流量を考えれば自ずとその数値が出てくる。(淀：荻野委員)
- ・「取水の限界」の根拠は、まさに生物・生態系の維持にあり、生物・生態系の維持のために必要な流量を優先的に確保し、残った分を従来の利水に使う、という考え方。(淀：寺田部会長)
- ・現在の淀川は限界、またはそれを越えていると思う。(淀：今本委員)
- ・どの河川のどの部分の流量が不足しているのか等については具体的検討には至っていない。今後の部会の課題である。(淀：寺田部会長)
- ・水需要構造の再分析。農業用水の慣行水利権の正確な把握や今後の人口動態予測に沿った見直しが重要(淀：荻野委員)
- ・需要構造を見直して需要を中心とした管理体制をつくること。供給側から利水の総量規制を行うことは非常に難しい。(淀：荻野委員)
- ・「水需要予測に見直し」と「水の供給限度量のなかで利水を考える」とは全く違うアプローチでは。(淀：河川管理者)
- ・供給に限度がある、という考えのもとで需要を見直す、ということなので違ってはいない。(淀：寺田部会長)
- ・水需要管理のための節水は実施していなかった。同じ節水でも従来とは異なる節水であり、これは大切なこと(淀：寺田部会長)
- ・絶対的な流量が不足しているのか、水位変動が無くなっていることが問題なのか、どちらかによって今後の対応はずいぶん違ってくる。議論をお願いしたい。(淀：河川管理者)
- ・その時、その時の降水量を、治水、利水、環境へのバランスのとれた配分を考えることが必要(猪：水需需要検討班)
- ・「バランス」といわれるが、何を優先すればよいのか(猪：河川管理者)
- ・渇水時は、既得の水利権者の取り分を、需要の実態に合わせていくらか上水道に転用するといったように弾力的に運用しないといけないのではないのでしょうか。(猪：本多委員)
- ・水を使いたいだけ使うために水資源の開発を繰り返すという方針を改め、水需要を正しく管理し、節水のための仕組みや転用の仕組みを作るなど、総合的な方策としてこれ以上開発なく持続的に発展できる方法を考えるということが大事です。(猪：今本委員)

水需要予測方式の妥当性を検証するには長い期間がかかる。河川整備計画との時間的整合性をどのように考えれば良いか。(猪)

- ・予測方式の妥当性の問題については、過去のデータをまず検証すべき今後の予測方法のあり方についても考えていく必要があります。今使っている方法を30年前のデータに当てはめてやってみたらどうか。(猪：今本委員)

節水技術や生活様式の転換も盛り込んだ総合的な予測方式のイメージ、また、その予測の妥当性、整合性についての考えを教えてください(委)

- ・明確に分かっていない問題が多いためWGを発足させた。今後委員会でも議論を進めたい。(委：芦田委員長)

他の流域の水に依存することは問題点として認識すべきか。(猪)

- ・住民の水に対する問題意識に欠けることにつながる。地域の水を使うことが理想の形では。(猪：細川委員)
- ・有限の水を大切に使うという観点からすると流域間で水を上手くやりとりすることも考えられる。(猪：河川管理者)

湯水を「ある程度受容」とあるが、どれくらいのイメージか。(髭、猪)

「水は有限である」という考えに転換を行っても需要予測に基づいて計画立案すべきか。(髭)

「水利権転用によって社会的・経済的メリットを生み出す仕組み」「節水を促す経済的インセンティブ」のイメージを(淀)

住民が合意できる湯水の頻度、程度の検討を進めるにあたっての観点、注意点を教えてください(猪)

安定化・分散化・安全性等を考慮した水源とはどのようなイメージか教えてほしい(委)

(2) 住民意識の変革

河川管理者としてどのようにライフスタイルの転換誘導を行えば良いのか。(委、猪)

生活様式の誘導を科学的合理性をもって説明できるように評価し、水需要に反映させる方法を教えてほしい。(淀、猪)

節水の限界点をどのような観点でとらえていけば良いか(猪)

- ・都市での水の循環率を上げて、町中での水のストック量を増やせば河川からの取水量は減るはず。取水した水を河川に返す排出権のようなことも水の需要限界を考える時に整理しておく必要がある。(委：宗宮委員)
- ・水の限界は循環利用の回数によって変わってくる。循環利用は浄化費用等を伴うことからおのずと限界があるのでは。(委：芦田委員長)
- ・都会に降った雨は都会でためて、都会で使う、町自身も水をストックするということになれば流域全体の水のあり場所が変わることも可能(委：宗宮委員)
- ・ライフスタイルの転換誘導は住民、NGO等との協働が必要(委：芦田委員長、寺川委員)
- ・河川整備計画作成のために具体的にどのように行っていくのか議論して頂きたい。(委：河川管理者)
- ・WGで理念の具体化を進めたい。(委：芦田委員長)
- ・節水の許容量といったものが、平常時と湯水時など、期別や用途別にどのくらいあるのか、社会的に受容できる許容量が概念的にはあるのではないか(委：池淵委員)
- ・国として節水のための仕組み、制度を考えていく必要がある。節水型トイレの普及や水道料金体系などトータルな仕組みづくりが必要。ハード、ソフト、人の意識の3つの対策を考える必要がある。(猪：本多委員)

- ・福岡市のような大都市でも1人1日あたりの平均水使用量は大阪の6割くらいである。
これは一つの目安になる。(猪：本多委員)

(3) 安全な水質の確保

(4) 生態系との関連の検討

表 最終提言利用部分(整備計画の方向性)に関する記述内容案

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
5-3 利用			
(1)水域利用	<ul style="list-style-type: none"> ・水域は流域全体の共有財産として尊重すべき。安全性、騒音、事故などを考慮し適切な利用を図る。 ・無秩序な水面利用により、川本来の機能にダメージを与えている。 ・利用者同士、利用者、行政、住民のコミュニケーションを重ねた上で独占的・排他的利用の制限、適切な利用に向けた規制の検討を含めたルールづくりを行う。 ・泳げる川、遊べる川の復活を目指して水質の改善や水辺の回復などを行う。 	<p>○水域利用の基本方針。「本来の姿に戻す」「川、湖でしかできないこと優先」か。利用者のニーズと自然回復のバランスをどう考えるか。</p> <p>参考；</p> <p>(琵琶湖部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸・水辺、さらには水面利用においては、人が湖や川そのものに親しみをもってかかわりあえるようにすることを、第一義にしなければならない。 ・湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組みを作ることが重要である。 ・沿岸陸上部は基本的に、「湖岸でしか出来ないことをする空間」として位置づけ、他の一般の空間と代替できない機能を優先する必要がある。 <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水面利用については、第一に、人が川そのものに親しみを持ってかかわりあえるようにすることが重要である。 ・利用者のニーズと自然回復のバランスが大きな課題である。 ・河川空間を「川本来の姿に戻す」ことを基本的な考えとして、必要に応じて利用を規制するなどの法・制度を行うべきである。河川空間は、人間を含む全ての生物の生存空間として大切に保全されるべきであり、こういった点を考慮して、河川空間利用も推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別するべきである。 ・河川特有の生態系保全や川でなければ出来ない利用(漁業や遊漁、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど)は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泳げる川が実現できる「河川整備計画」を期待します。(個人)
		<p>○利用規制の考え方(是非、対象、適用地域など)。「川・湖でしかできない利用は推進」「人が湖や川そのものに親しみをもってかかわりあえるようにする」との整合性。</p> <p>参考；</p> <p>(琵琶湖部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取についても湖辺の形状に影響を与えないやりかたで行うべき <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川大堰下流の汽水域には、生態系にとって貴重な干潟が存在しており、保全の配慮が必要である。したがって、水上バイク、プレジャーボートなどの利用は限定的な範囲にとどめる。 ・河川からの砂利採取は、河川の環境を著しく悪化させるので今後は廃止する。 <p>(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汽水域については、取水することがないので水上スキーやプレジャーボート等の使用を認めてもよいと思われませんが、それによろしいか。(淀) ・砂利採取によって「河川の環境を著しく悪化させている」とは具体的にどのようなことか。採りすぎを抑制しながら最低限の砂利採取は認めるべきでは。(淀) 	<p>○何らかの規制を設けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上バイクは禁止であることを明記すべきである。(抽象的ではなく)(個人) ・淀川大堰から河口部にかけて、10月～3月の間、カモが飛来する。この期間の水上バイク、スキーの禁止措置を講じる。(NPO) ・外来種の放流、ワームの使用禁止、釣り規制、水上バイクの規制を盛り込んで欲しい。(NPO) ・ワンドより先に釣り人を何とかしなければいけない(NPO) <p>○砂利採取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖における湖中砂利採取については、琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めているところです。(自治体)
		<p>○相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組み</p> <p>参考；</p> <p>(琵琶湖部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組みを作ることが重要である。 	
		<p>○水辺形状に関する記述内容</p> <p>参考；</p> <p>(琵琶湖部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また湖岸は、人工的な「親水護岸」と言ったものではなく、自然の中で泳いだり遊んだりできるような状況にしなければならない。 	

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
(2)高水敷利用	<p>・高水敷が整地され、多くの人工構造物で覆われたことにより川の自然は失われ、川本来の機能にダメージを与えている。</p> <p>・多くの既存の利用者のニーズと川本来の機能の回復とのバランスが課題。</p> <p>・グラウンド、公園に加え、ゴルフ場、リモコン飛行機上、犬の訓練場、自治体や大学の占用運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。</p> <p>・基本的には川らしさを生かした利用、川でしかできないことを優先する方向で高水敷利用を考える。</p> <p>・利用にあたっては河川の環境にインパクトを与えない、あるいは最小化すること</p> <p>・当面はグラウンド等の利用施設についてはゾーニング等により、河川空間を利用する。将来的には堤内地に確保されるべき(淀川、猪名川)</p>	<p>○高水敷利用の河川環境等への影響に関する認識</p> <p>参考；</p> <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <p>・グラウンドなどは、年間数百万人の人々に利用されているが、引き換えに河川敷は本来のあるべき姿とは程遠いものとなっている。</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <p>・数百万人の淀川河川敷利用が水質の悪化の原因ということなのでしょうか？</p> <p>(委)</p> <p>・グラウンドや公園などの存在が環境破壊を加速したとの理解でよいのか。高水敷利用が住民の危機意識さえも低下させたということなのか(委)</p> <p>・「無秩序な利用」とはどのようなイメージなのか。ゾーニングが無秩序なのか、利用形態を指しているのか。(委、琵)</p> <p>・高水敷をゾーニングすること自体を批判されているのかどうかを確認したい。(委)</p> <p>・数百万人の淀川河川敷利用が水質の悪化の原因ということなのでしょうか？</p> <p>(委)</p> <p>高水敷利用の基本方針。「現状の利用実態」「多大なニーズ」と「河川環境の保全」「河川でしかできない利用を優先」をどう考えるか。上下流や流域など場所によって方針に違いはあるか。</p> <p>参考；</p> <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <p>・下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしかできない利用」を優先すべきである。</p> <p>・グラウンド・運動場、ゴルフ場、テニス・野球場等は、本来、堤内地に確保されるべきであり、このような施設は暫定的に設置されていることを、十分認識する必要がある。</p> <p>・関係自治体は、市民のニーズに応じて、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。</p> <p>・しかし、多くの市民によって運動施設などの利用がなされ、市民のニーズが高いことも現実である。当面、ゾーニング等の手法を用いて、河川空間を利用するが、可及的速やかに改善をはかる必要がある。</p> <p>(猪名川部会中間とりまとめ)</p> <p>・当面は、ゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用である運動公園などについては堤内地へ戻す。</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <p>・高水敷のグラウンド整備に対する要望が多いのですが、グラウンド等の新設に対する基本的考え方は、どのように考えればよいのかお教えてください。(委、琵、淀、猪)</p> <p>・「ゾーニングによって都市的利用と自然的利用のバランスを図る」とはどのようなものか(猪)</p>	<p>☆高水敷利用が川に与えた影響の記述に疑問がある</p> <p>・川の利用の仕方は、事業実施した時のニーズに基づいて行われてきています。これは、一定のルールに基づいてものであり、無秩序な川の利用ではありません。(自治体)</p> <p>・治水事業により冠水しにくい高水敷が確保されたことを踏まえ、各種の計画等に基づき河川公園やグラウンドが整備されてきたのであり、その整備や利用に対するニーズや期待は高いものがある。このことが無秩序な利用や環境破壊につながったというのは短絡的である。(自治体)</p> <p>・「(高水敷利用が)川の環境破壊を加速し、」とは、具体的にどのようなことを指すか教えて下さい。また、水害に対する危機意識を低下させたこととの関係を明らかにしてください。(自治体)</p> <p>琵琶湖の湖岸堤・管理用道路についての認識に疑問がある</p> <p>・琵琶湖の湖岸堤・管理用道路については、これまで近づきにくかった一般の人々の湖岸へのアクセスを容易にし、琵琶湖が親しみやすくなったという面もある。このことも考慮すべき。(自治体)</p>
		<p>☆高水敷利用方向の検討にあつては多方面の意見を聞き、将来を見据えて欲しい。</p> <p>・高水敷は、大都市において貴重な市民の憩いの空間であり、利用についての基本的な考え方をまとめるに当たっては、地域住民の意見を十分に反映したワークショップなどの手法によること。(自治体)</p> <p>・その場しのぎではない将来を見据えた取り組みをして欲しい。(個人)</p> <p>・関連省庁、部署が緊密な連携をもって(河川敷利用の)効果をあげて欲しい。(個人)</p> <p>・上下流住民だけでなく、他地域の住民(レジャー利用者)の意見も聞くべきである。(個人)</p>	
		<p>☆高水敷利用方向(抑制)に反対</p> <p>・都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。(自治体)</p> <p>・河川敷における公園は、自由使用が原則の河川区域において、障害者・高齢者も含めて安心して利用できる空間として、また、その利用者の多さからも都市には重要な施設である。今現在の姿が、一定の住民理解の上に成り立っており、市街化区域内を流れる河川の高水敷の都市的利用のニーズについては十分に検討する必要がある。(自治体)</p> <p>・ゴルフ場について正当な評価がされていない。廃止するようなことはしないで欲しい。(個人)</p> <p>・河川敷のスポーツ、レジャー、レクリエーション施設は必要である。(個人)</p> <p>・河川敷には少年公式野球ができるグラウンドを作るスペースがあり、設置して欲しい。(個人)</p>	
		<p>☆高水敷利用方向(抑制)に賛成</p> <p>・河川敷内のゴルフ場は、淀川の利用ができない状況であり、改善が必要。また、農薬使用等による水源汚染の防止の観点からも、将来的には廃止し、自然にふれあえる場に復元するとともに、その間は農薬使用を中止するべき。(自治体、NPO)</p>	
		<p>☆利用制限すべきでない対象</p> <p>・ゴルフ場について正当な評価がされていない。廃止するようなことはしないで欲しい。(個人)</p> <p>・河川敷のスポーツ、レジャー、レクリエーション施設は必要である。(個人)</p> <p>・河川敷には少年公式野球ができるグラウンドを作るスペースがあり、設置して欲しい。(個人)</p>	
		<p>☆利用制限すべき対象</p> <p>・暫定的なグラウンド使用について、移転計画を作成するよう自治体に提言する。高水敷でのグラウンド増設をしないことを明記。外来種を栽培するような野草地区を即刻廃止、自然回帰を計る。(NPO)</p> <p>・木津川の河川敷には4WD車が直接入っておりますが、この規制についても配慮願いたい。(自治体)</p> <p>・運動公園は原則的に順次撤去することを明確にすべきである。(NPO)</p>	
		<p>○利用の制限、不法占有への対応などの具体的な方策(対象、内容、場所など)</p> <p>参考；</p> <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <p>・特定の個人や団体等による独占的・排他的利用は認めるべきではない。</p> <p>・河川敷は公共の空間であり、河川敷らしい景観を生かしながら、その利用は自由かつ公平に行われるべきである。河川敷の使用が、運動施設も含めて公平に行われるよう配慮が必要である。</p> <p>・堤外民地は換地・買収等の解消にむけての処置をすすめる。不法占有や不法耕作も解消へむけての方策をとる。また、災害防止の観点から、堤外の不法居住は排除することが必要である。</p> <p>・河川へのゴミの不法投棄防止対策が必要である。このため、河川のパトロールなどの監視体制強化が必要である。また、違反者には、法に照らして重い罰を課すべきである。</p> <p>・水辺移行帯(中水敷と呼べる部分、以下中水帯)河川空間の、高水敷と低水流路の間は、はっきりと区分し難い場合が多く、多くの動物が棲息し、植物相も豊かであり、自然生態系保全にとって重要な河川空間であるが、無秩序な利用により荒廃している。この空間を大切にすため、中水帯という区分を設け、その利用を厳に制限し、その保全と再生を行う必要がある。</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <p>・お茶の栽培等、実際に許可を得て行っているものについてはそのまま認めてもよいのか。(淀)</p>	

目次案	記述内容案		中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	委員会中間とりまとめを元にした要素	主な論点	
		<p>○諸権利の見直しについて記述するか 参考； （淀川部会中間とりまとめ） ・河川の利用には各種各様のものがあり、水利権、漁業権、占用権など多くの利用権が設定されている。これらの諸権利が河川を活性化する面もあるが、硬直化につながる場合もありうる。これらの諸権利はこれまでも一応見直されてはいるが、その見直しは形式的な場合が多く、社会の変化に柔軟に対応したものとなっていない。</p>	
<p>(3)そのほかの利用 1)舟運 2)漁業等 3)河畔林</p>	<p>1) 舟運 ・舟運についても検討を行う。</p>	<p>○舟運の復活に関する記述、積極的に位置づけるか 参考； （淀川部会中間とりまとめ） ・舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。 （河川管理者中間とりまとめ） ・河川管理者として、舟運のための航路確保の整備を行うことについて基本的な考えをお教えください。（淀）</p>	<p>☆舟運について積極的に位置づけてほしい ・舟運は、市民が川の姿を実感し、流域を意識する上で大きな意義があり、また、沿川自治体にとっても川に向かったまちづくりや川と都市の連続性を進める上で重要な意義を持つと考えている。（個人） ・舟運を積極的に位置づけられたい。（自治体） ・関西再生のために、琵琶湖、淀川水系の観光資源化推進という観点から掘り下げをお願いします。（個人） ・水面の自由使用から秩序ある使用へ（自治体） 水面の秩序ある利用や、高水敷の適正な利用という観点から規制が必要と言うことは理解できるが、舟運の振興や水辺の賑わいの創出という観点から、規制緩和の視点も必要と考える。特に舟運に関しては、防災船着場の平常時における利用、京都～大阪間の水上アクセス・観光ルートの創設など積極的な位置付けをお願いしたい。</p>
	<p>2) 漁業等 ・清涼な水域に依存して成り立つアユ等の漁業は健全な水環境、生態系を示すものであり、伝統漁法の文化的意味も併せて維持・保存・伝承を行えるよう努力する。 ・そのため、アユ等の生息・繁殖を保全する水温、水質、湖棚と河床の砂層の確保が必要 ・ヨシ産業の適切な存続を認める。</p>	<p>○漁業等に関する記述。位置づけを明記するか 参考； （琵琶湖中間とりまとめ） ・湖や川にまつわる文化・伝統の継承や、アユやモロコなどの伝統的漁業その他の復元・継続などのための施策を講じるべきである。 ・伝統的漁法によるアユ漁業が営まれており、各川の状況に応じた水温変化への適切な配慮も必要である。 （淀川部会中間とりまとめ） ・漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行う。 ・漁獲量があり漁業を営むことができるということは、河川的环境および生態系が健全な状態にあってはじめて可能になるということを認識する必要がある。 ・魚が減れば放流して漁業を成り立たせるといった考えはあらため、漁業が継続的に成り立つようにするために、魚が生まれ育ち豊富に棲息する河川環境を作り、次の世代に残していくことが望まれる。 （河川管理者からの質問） ・アユ等のためだけに生息・繁殖を保全する条件を確保するとは。どのような条件を確保すれば良いのか。生物多様性の保全とは矛盾しないか（委） ・「ヨシ産業の適切な存続を認める」とはどのような意味か（委）</p>	
	<p>3) 河畔林</p>	<p>○河畔林について記述するか 参考； （淀川部会中間とりまとめ） ・河川区域内の樹林地や河畔林は動植物の棲息の場として河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。 ・河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響、生物の棲息域・回廊など多様な意味合いを考慮して整備の方向を考える。</p>	

最終提言利用部分（整備計画の方向性）に関する河川管理者との意見交換内容

5 - 3 利用

< 現状に関して >

「無秩序な利用」とは具体的に何を指すのか。ゾーニングが無秩序であるのか、あるいは水上バイクなどを指しているのか。（委）

- ・ゾーニングそのものに対する批判もあるが、ここではむしろ水上バイクや二輪車の乗り入れ、不法占拠等を指しているのではないか。（委：芦田委員長）
- ・淀川の河川公園をみると、陸上造園の考え方で公園設計がされており、河川生態系地域に適したものがつくられてこなかった。生態系保全という観点からみれば無秩序といえるのではないか。また、河川敷にあるゴルフ場がパブリックではなく、会員制であることなども問題がある。（委：山村委員）
- ・淀川河川公園計画を立案した当時と現在では、本来の自然についての認識が異なってきたということがある。また、元々は自然地区として考えられていたものが、結果として開発的なものへ変化して行った事実もある。計画時に作られた秩序がその後実際にどのように使われたかを考えるとき「無秩序であるかのごとくに」と言った側面が強いことは事実である。（委：川那部委員）
- ・水上バイクだけではなくゾーニングそのもののあり方について、例えば生態的な自然の秩序からみた無秩序ということを含んでいるということではないか。（委：芦田委員長）
- ・淀川部会の中間とりまとめの「利用」では、川でなければできない利用を川本来の機能を損なわない限りにおいて利用すべきである、としており、河川敷をゾーニングして使用すること自体本来あるべきではないとの考え方もある。（委：川上委員）
- ・高水敷をゾーニングすること自体を批判されているのかどうかを確認したい。（委：河川管理者）
- ・河川空間は都市公園法、河川法、河川環境空間など、法的に分割されて捉えられている。公物管理としての河川保全と環境空間としての河川管理からあわせみれば、都市公園法による公園を河川敷に持つこと自体が無秩序であるという発想ではないか。（委：山村委員）
- ・猪名川部会の中間とりまとめでは長期的には運動公園その他は堤内に出す方向で考えているが、人口密集地に位置しており、公園、運動場などの欲求が強く、現時点では都市的利用と自然的利用のバランスを図るため部分的にゾーニングを認めたものとなっている。（委：米山委員）
- ・基本的に現在の公園のゾーニングを見直すべきとの認識に立っているが、現時点でゾーニングを否定されると立ちいかなくなる。（委：河川管理者）
- ・ゾーニングしなければさらに悪くなる可能性もある。ゾーニングそのものを否定しているわけではないがゾーニングのことも含めて書いていると理解してもらいたい（委：芦田委員長）

「無秩序な利用」とは、どのようなことをイメージされていますか？一度設定されたゾーニングが、安易に目的や区域の変更があったという認識が部会としてあり、これを「無秩序な利用」と指摘しているのでしょうか？（髭）

- ・（委員からの回答案を踏まえ）、部会としての考えは次のとおりと認識します。ゾーニン

グすることはやむを得ない。現状のゾーニング計画そのものに問題（目的・区分け・面積等）があることや、その計画を安易に変更されていることが問題。（ 琵琶：河川管理者）

数百万人の淀川河川敷利用が水質の悪化の原因ということなのではないでしょうか？（委）

- ・数百万人の利用が水質の悪化の原因ということではないのではないかとこの思いからの質問である。（委：河川管理者）
- ・水質悪化の主たる原因ではないと思っている。「水質の悪化と相まって生物の生息域の減少等を招いている」とした方がいいのではないかと。（委：芦田委員長）
- ・淀川本川については、ゾーニングによる利便性のため水深がいきなり深くなった低水護岸が作られている。そのため、河川の自浄能力を高める機能が低下している。また、生物の生息域の減少、外来魚の繁殖に適した環境を作り出していることなどを言っているのではないかと。（委：川上委員）
- ・同意見である。水質の中身を魚も含めた水の中にあるすべての成分と広くとって考えた方がよい。湿地エコトーンがなくなり、「悪化」といいいいのかは分からないが、水質に良くない影響を与えていることは想像がつく。棲息する生物が単純化されることで多様性がなくなってくることも事実であり、このままの表現で良いと思う。（委：三田村委員）
- ・水質の悪化について上流から流れてくる水質そのものが悪くなっている面もあり、表現を変えた方が誤解を招かなくて良いのではないかと。（委：芦田委員長）
- ・水質の悪化の主因は流域から流入する汚濁によるものとの認識である。（委：河川管理者）
- ・それに加え、湿地帯の水質浄化機能の減少もかかわっていることは確かである。しかし、浄化機能の評価が十分されておらず、どの程度かはわからない。河川管理者と認識は余り違わないと思う。（委：芦田委員長）

「グラウンドや公園」と「ゴルフ場、リモコン飛行機、犬の訓練場、自治体や大学の占有運動場等」では後者の方が川の環境破壊が大きいのでしょうか？列挙されている施設の存在が、環境破壊を加速したとの理解で良いのでしょうか？高水敷利用が住民の危機意識さえも低下させたということなのをお教えください。（委）

< 今後の方針に関して >

高水敷のグラウンド整備に対する要望が多いのですが、グラウンド等の新設に対する基本的考え方は、どのように考えればよいのかをお教えください。（委、琵琶、淀、猪）

- ・河川敷そのものは淀川と同様に考えることは可能です。琵琶湖部会では湖岸をどう考えるかということでしょう。（琵琶：川那部部会長）
- ・高水敷の利用について委員会では「水辺としてふさわしい利用を」となっています。「水辺にふさわしい利用」とは何かとなれば、やはり、地域（局所的なものではなく、川全体として）の特性を考えなければならないでしょうね。（琵琶：江頭部会長代理）
- ・これまでのゾーニング計画には、環境が位置づけられてはいませんでした。滋賀県では水上バイクの問題もありますし、今後、しっかりと考えていくべきことです。（琵琶：寺川委員）
- ・市民ニーズが多くあるにもかかわらず、「ゾーニング等の手法を用いて河川空間を適正

- に利用する必要がある」と記述されています。今後は新たな整備を認めないと理解してよいかどうか？施設設置に対する基本的な考え方をお聞かせ下さい。（淀：河川管理者）
- ・現在ある河川公園やスポーツ施設等は市民のニーズが高いため、将来は別としても、当面は存続させていくものと理解しています。では、さらに、新しい施設を作る、あるいは自治体等が占用の許可を得て新しくつくるといようなことは、許されるのでしょうか。（淀：河川管理者）
 - ・現在の一般の方の要望と、川が将来どうあるべきかは基本的に別として考えたいです。スポーツ施設はやはり堤内地につくるべきであり、河川敷のスポーツ施設は時限的なものとしてしか認められません。（淀：塚本委員）
 - ・汽水域にはグラウンドは必要です。緊急時には非常物資の揚陸場としても使えます。問題なのは特定の団体がグラウンドを排他的に占拠していること。（淀：小竹委員）
 - ・自然環境派の人がいかにして一般の利用者を説得するか、そこがポイント。しっかり話し合い、痛感することが納得につながる。（淀：山本委員）
 - ・川のあるべき姿を追い求めることを主張すべき。（淀：今本委員）
 - ・長期的視点にたち、20年、30年先の子供達に河川敷がどうあるべきかを優先して考えたい。（淀：小竹委員）
 - ・グラウンド等の新規利用を認めるのかどうか、と問われればこれまでの議論を統合すると、やはり「認めない」となるのでは。（淀：原田委員）
 - ・流域委員会は地域住民のニーズとは全く違うことを主張しているのだから、彼らとどうコミュニケーションをとるか、どう納得させるのか、進め方を考えるべきではないか。（淀：河川管理者）

「ゾーニングによって都市的利用と自然的利用のバランスを図る」とはどのようなものか。（猪）

汽水域については、取水することがないので水上スキーやプレジャーボート等の使用を認めてもよいと思われませんが、それでよろしいか。（淀：河川管理者）

- ・そういうことです。（淀：榎屋部会長代理）

河川管理者として、舟運のための航路確保の整備を行うことについて基本的な考えをお教えてください。（淀）

- ・枚方よりも北になると、かなり水深が浅いところがあるため、もし、大阪と京都を船で結ぼうと思うと、今の淀川の河道自体を大幅に改変する必要があります。（淀：河川管理者）
- ・舟運はやはり必要だと考えます。枚方の三川合流点が何らかの事情で道路や鉄道が使えなくなった場合、もう川しか残っていません。第二に、舟運という文化を次の世代につなげることも大切です。第三に、重いものを大量に運ぶ場合、川を使うのが便利であることがあげられます。（淀：川上委員）
- ・淀川には129種類の鳥が飛来しますが、舟運は彼らの障害になります。運行するには、季節や時間、曜日に制約を設けるべきだと思います。（淀：小竹委員）
- ・船の維持費は非常に高額です。そもそも、非常時のためにわざわざ舟運の設備を作れるような余裕はないと思います。屋形船程度なら理解できますが。（淀：倉田委員）

- ・琵琶湖から大阪湾までを船でつなぎたい。川や水を楽しむという方向で考えていただきたい。(淀：今本委員)

アユ等のためだけに生息・繁殖を保全する条件を確保するとは。どのような条件を確保すれば良いのか。生物多様性の保全とは矛盾しないか(委)

「ヨシ産業の適切な存続を認める」とはどのような意味か(委)

お茶の栽培等、実際に許可を得て行っているものについてはそのまま認めてもよいか。(淀)

- ・これまでの既得権とも絡むので、地域住民、行政、NPO等で協議会をつくり、時間をかけて段階的にきめていくべきでは。(淀：塚本委員)
- ・歴史的な背景も良く理解しておく必要有る。そう簡単に排除できるものではないが、新規では認められない。一部の人に排他独占的に使われるような場所は社会資本的な見地から考えても必要あるとは思えません。(淀：荻野委員)
- ・農作物の栽培を許してしまうと、農薬の問題や小屋を建てるなど問題が多発しそうに思います。治水上、水辺に近いところでそのような行為を行うことは許されません。(淀：田中真澄委員)
- ・かつては川でなかったところが治水対策上川の敷地内に入れられることになった。解決するためには土地ごと買い上げるしかない。(淀：有馬委員)
- ・買い上げる方針ではあるが、予算的な関係もあり思うように進まないのが現状。(淀：河川管理者)

砂利採取によって「河川の環境を著しく悪化させている」とは具体的にどのようなことか。採りすぎを抑制しながら最低限の砂利採取は認めるべきでは。(淀)

- ・河川に入ってくる砂利と採取する砂利の量とのバランスが維持できるなら認めるべきでは。土砂を動かすという意味なら砂利採取も許すことができる。(淀：今本委員)
- ・量の問題だけでなく、どこで採るかも問題。砂利を採った方が環境をよくする場所もある。コストではなく川に優しい取り方を考える必要がある。(淀：谷田委員)